

我孫子市高校生等医療費の助成に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高校生等の保健対策の充実を図ることを目的に、保護者等の経済的負担を軽減する等市民の子育てを支援するために実施する高校生等に係る医療費（以下「高校生等医療費」という。）の助成に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者等 高校生等の親権を行う者、後見人その他の者で高校生等を現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費等をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 保険医療機関等 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所及び保険調剤薬局及び指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所をいう。

(助成対象者)

第3条 この規則に基づき高校生等医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、保険医療機関等を受診した日において、次の各号のいずれにも該当する高校生等の保護者等とする。

(1) 高校生等及び保護者等が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者について市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 高校生等が、医療保険各法の被扶養者であること又は高校生等が国民健康保険の被保険者（本市から被保険者証を交付された者に限る。）である場合は、その者に係る被保険者証の記号番号（その者に係る被保険者証が交付されず、被保険者資格証明書が交付されているときは、被保険者資格証明書の記号番号）が保護者等と同じであること。ただし、高校生等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）に在学する場合はこの限りでない。

(3) 高校生等及び保護者等の前年の所得（1月から7月にあつては、前々年の所得）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額未満であること。この場合において、所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がない場合 622万円

イ 扶養親族等がある場合 622万円に当該扶養親族等一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき44万円）を加算した額

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する高校生等は、助成の対象としない。

（優先関係）

第4条 高校生等に係る疾病、負傷等が、他の法令等による医療給付制度（以下「公費負担医療制度」という。）の対象となるものである場合又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号の災害共済給付の対象となるものである場合には、その制度を優先して適用する。

（助成対象）

第5条 助成の対象となる高校生等医療費は、高校生等が保険医療機関等に通院し、又は入院した場合に要した医療費（その原因が第三者の行為によって生じたものを除く。）であって、保険給付の対象となるものとする。

（助成額）

第6条 高校生等医療費の助成額は、次に掲げる額から入院1日及び通院1回当たり500円の自己負担額を控除した額とする。ただし、保険調剤については、自己負担額を徴しないものとする。

- （1） 高校生等又は保護者等が高校生等に係る保険給付について保険医療機関等で負担した一部負担金の額
- （2） 公費負担医療制度による給付決定を受けた場合において、当該給付を受けた者又はその保護者等がその負担能力に応じて負担しなければならない額

2 前項の場合において、医療保険各法に基づく規則、定款等により付加給付金の支給があったときは、前項の規定により算定した助成額からその額を控除する。

（助成の申請）

第7条 助成対象者は、高校生等医療費の助成を受けようとするときは、我孫子市高校生等医療費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、医療費を支払った日から起算して2年以内に市長に申請しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類は、高校生等及び保護者等の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- （1） 助成の対象となる高校生等医療費に係る保険医療機関等が発行する領収書であって保険点数、受診者名、受診日、負担割合等の内訳が明らか

になるもの

- (2) 高校生等に係る医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証の写し
- (3) 保険医療機関等を受診した日における高校生等及び保護者等の住民票の写し及び前年の所得（受診した日が1月から7月までの間の場合にあっては、前々年の所得）の額を証する書類（所得額、控除額及び扶養人数が記載されたものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、高校生等が保険医療機関等を受診した日の属する月につき1回を限度として、行うことができる。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは我孫子市高校生等医療費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは我孫子市高校生等医療費助成金交付申請却下通知書（様式第3号）により、助成対象者に通知するものとする。

2 高校生等医療費の助成は、毎年2月、5月、8月及び11月において、それぞれその月の前々月の末日までに申請のあった分について行う。

（助成金の支払方法）

第9条 前条の規定による助成金の支払は、助成対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法によるものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。